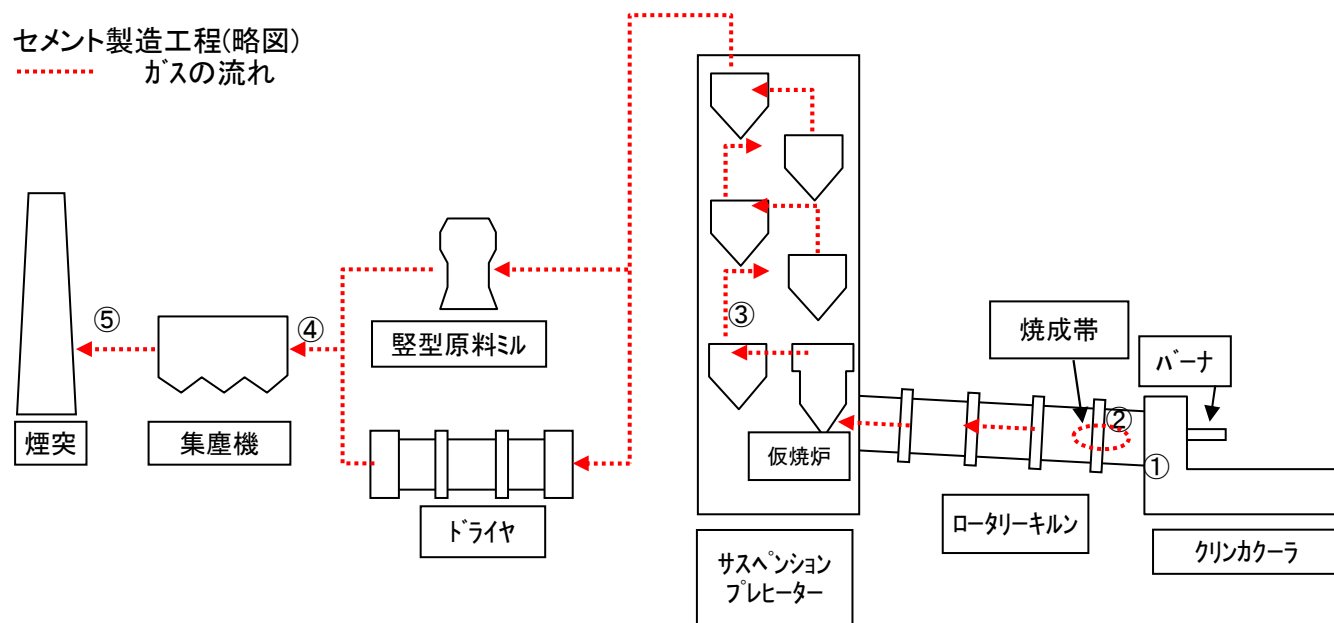


公表データの測定位置(イメージ図)

セメント製造工程(略図)
 ガスの流れ



- 1) 燃焼室中の燃焼ガス温度(代用:クリンカ落口温度or焼点温度)図中①or②
- 2) 集塵機入口ガス温度 図中④
- 3) 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度(集塵機出口、集塵機入口) 図中④or⑤
- 4) 焼成炉中の温度(代用:クリンカ落口温度or焼点温度)図中①or②
- 5) 煙突から排出されるダイオキシン類濃度、ばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物) 図中⑤

・測定値条件

- 1) 燃焼室中の燃焼ガス温度の測定場所としてはロータリーキルンの窯尻部が適切であると思われるが、ガス温度が高温であること、高温のセメント原料が多量に浮遊していることから信頼性のある温度を連続的に測定することが困難な環境にあるため、産廃物再生利用条件の燃焼ガス温度が800℃以上を立証できる箇所としてクリンカ落口温度又はロータリーキルン焼点温度を代用する。
- 3) 煙突から排出される一酸化炭素の濃度が100ppm以下となるように焼却することとされているが、改正省令により、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であって、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を3ヶ月に1回以上測定し、かつ、記録するものにあつては、この限りではない。
 上記の内容もあるが、一酸化炭素の測定は実施する。集塵機出口、集塵機入口のどちらにするかは現在、濃度計を設置している場所によるものとする。
- 4) 燃焼炉中の温度の測定場所としてはロータリーキルンの焼点温度が適切であると思われるが、高温のクリンカダストが多量に浮遊していることから信頼性のある温度を連続的に測定することが困難な環境にある場合は、焼点温度より100℃程低い値となるが、焼成炉中温度1000℃以上を立証できる箇所としてクリンカ落口温度を代用する。

